



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

- 258 有害図書等の指定 （青少年・男女共同参画課）..... 1
- 259 指定納付受託者の指定 （医務課）..... 2
- 260 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 （薬務課）..... 2
- 261 木材業者等の登録 （林業振興課）..... 4
- 262 保安林の指定 （森林整備課）..... 4
- 263 〃 （ 〃 ）..... 5
- 264 道路の区域変更 （道路保全課）..... 5
- 265 道路の供用開始 （ 〃 ）..... 6
- \*266 和歌山県営住宅駐車場規程（令和3年和歌山県告示第671号）の一部改正 （建築住宅課）..... 6

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 （税務課）..... 6

○ 正誤

令和5年1月31日付け和歌山県報第383号和歌山県選挙管理委員会告示第10号中 ..... 7

## 告 示

**和歌山県告示第258号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和5年2月21日指定した。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 種 別  | 図 書 等 名                  | コード番号    | 発 行 所 名 |
|------|--------------------------|----------|---------|
| 雑 誌  | EX MAX! DELUXE 2023早春特大号 | 65370-11 | 文友舎     |
| コミック | COMIC陣 Vol.35            | 69492-25 | ぶんか社    |
| コミック | オークション・ハウス-芸術と復讐-        | 50463-76 | リイド社    |
| コミック | 劇画シークレット Vol.15          | 68547-96 | 大洋図書    |
| コミック | オークション・ハウス-鑑定人柳宗厳-       | 50463-50 | リイド社    |
| コミック | まんが超有名裁判傍聴ファイル           | 53456-29 | コアマガジン  |
| コミック | COMIC必剣 Vol.22           | 69492-18 | ぶんか社    |
| 雑 誌  | 臨時増刊ラヴァーズ Vol.29         | 68547-75 | 大洋図書    |
| 雑 誌  | 金のEX DVD Vol.11          | 68547-69 | 大洋図書    |
| 雑 誌  | 絶世ワールドクラス!!! Vol.9       | 65370-09 | 文友舎     |

|     |                             |                       |         |
|-----|-----------------------------|-----------------------|---------|
| 雑 誌 | 実話ナックルズGOLD Vol. 30         | 68547-81              | 大洋図書    |
| 雑 誌 | 実録JOKER 3月号                 | 08019-03              | ダイアプレス  |
| 雑 誌 | 芸能お宝最新特報BUZ0000N!!! Vol. 10 | ISBN978-4-89212-690-1 | インテルフィン |
| 雑 誌 | 特ダネTABOO!42 2023年新年発進号      | ISBN978-4-89212-686-4 | インテルフィン |

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和5年3月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社紀陽カード  
和歌山県和歌山市本町四丁目45番地
- 2 指定納付受託者が納付する歳入等  
和歌山県立こころの医療センターにおける入院診療費、外来診療費、診断書その他の文書作成料及びワクチン接種料
- 3 指定納付受託者の納付方法  
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法  
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover

## 和歌山県告示第260号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 知事監視製品
  - (1) 次の写真を付して、「プリンセス ボンバー 2nd」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (2) 次の写真を付して、「Bitch Vaginal」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (3) 次の写真に示すとおり、「SEX SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
  - (4) 次の写真を付して、「ゴメオ クラック」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (5) 次の写真に示すとおり、「極丸アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (6) 次の写真に示すとおり、「潮吹きラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (7) 次の写真に示すとおり、「GAY CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
  - (8) 次の写真に示すとおり、「CRAZY CYBER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (9) 次の写真に示すとおり、「FANKY JUICE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
  - (10) 次の写真を付して、「THE THIRD ONE」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

の。

- (11) 次の写真に示すとおり、「G-ZERO 1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「SEX NIGHT Wizarding Halloween」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真を付して、「CHILL weed time」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「GAY POWER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「ICE Stryker 7」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「ORGASM BURST」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「Ultra Beast PLATINUM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「No. 69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真を付して、「Violence SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Gay Dynamite」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Gold Ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「アナルホッパー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「ゴメオキング」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「ゴメオスピード」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「魔濡ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「緑淫」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「INSERT XI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「PUSH UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「213BOOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「Atomics」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「GAMBLER KING」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「HYPER CLIMBER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「ANAL THE FUCKER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「A Petting Dope」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「Anarchy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Free Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「GOLD ED」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (39) 次の写真を付して、「PINK CAT」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「PORN ONE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「RETRO FUTURE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Splash Love」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「Sweet cat」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真を付して、「ULTIMATE BRAIN FEVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Wild Hunter」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Meltdown」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (47) 次の写真を付して、「MEXICAN STRONG」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (48) 次の写真を付して、「Spice Neo」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真を付して、「ハイクラスパウダー」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (50) 次の写真を付して、「ブラックボックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真を付して、「ホワイトラブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真を付して、「烈火の快樂」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「nakadas」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「NIGHT CAT VI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「violated STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (56) 次の写真を付して、「Xross ZONE Imperial」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「ガンッ！ポリつく！」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (58) 次の写真を付して、「ゴリタチ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「ネコ慈裸師」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「ハニートラップ ゴールドマジック」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Requiem」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和5年3月3日

和歌山県告示第261号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 木材登録番号 | 製材登録番号 | チップ登録番号 | 登録年月日   | 住所又は主たる事務所の所在地  | 氏名又は名称及び代表者の氏名     | 業務の態様 | 営業所又は工場の所在地     |
|--------|--------|---------|---------|-----------------|--------------------|-------|-----------------|
| 4023   |        |         | 令和5.2.9 | 有田郡有田川町徳田1167-1 | キタムラ企画サービス<br>北村眞之 | 木材    | 有田郡有田川町徳田1167-1 |

和歌山県告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字東番137の16、163、174、字前番274、字堂ノ尾481の

3、字風呂ノ尾523、525、546の8、546の16

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第263号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字前番283、307

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第264号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

| 区 間                                  | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考<br>メートル |
|--------------------------------------|------|----------------------|-------------|-------------|
| 海草郡紀美野町大角字堂原674番1地先から同町鎌滝字日裏37番1地先まで | 旧    | 8.80<br>）<br>61.03   | 1,440.00    |             |

|    |   |                    |          |                  |
|----|---|--------------------|----------|------------------|
| 同上 | 新 | 8.80<br>）<br>68.51 | 1,440.00 | 大角三尾川大橋 L=210.50 |
|----|---|--------------------|----------|------------------|

**和歌山県告示第265号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町大角字堂原674番1地先から同町鎌滝字日裏37番1地先まで

供用開始の期日 令和5年3月5日 午後4時

**和歌山県告示第266号**

和歌山県営住宅駐車場規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県営住宅駐車場規程（令和3年和歌山県告示第671号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   |      | 改 正 前     |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
|---|------|-----------|---|--|-----------|---|----------|------|---|--|--|------|-----|---|--|-----------|---|---|--|
| 別表（第3条関係）   |      | 別表（第3条関係） |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| <table border="1"> <tr> <td>県営住宅</td> <td>区画数</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営住宅御殿場団地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>県営住宅徳田団地</td> <td>48区画</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> | 県営住宅 | 区画数       | 略 |  | 県営住宅御殿場団地 | 略 | 県営住宅徳田団地 | 48区画 | 略 |  | <table border="1"> <tr> <td>県営住宅</td> <td>区画数</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営住宅御殿場団地</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> | 県営住宅 | 区画数 | 略 |  | 県営住宅御殿場団地 | 略 | 略 |  |
| 県営住宅  | 区画数  |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 略   |      |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 県営住宅御殿場団地   | 略    |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 県営住宅徳田団地  | 48区画 |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 略   |      |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 県営住宅  | 区画数  |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 略   |      |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 県営住宅御殿場団地   | 略    |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |
| 略   |      |           |   |  |           |   |          |      |   |  |  |      |     |   |  |           |   |   |  |

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**公 告**

**公 告**

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和5年2月9日以降無効とする。

令和5年3月3日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 免税証の種類   | 業 種 | 記 号 番 号         | 枚 数 | 有 効 期 間                    | 交付した県税事務所 | 紛 失 年 月 日 |
|----------|-----|-----------------|-----|----------------------------|-----------|-----------|
| 200リットル券 | 農業  | 和歌山県<br>6813274 | 1枚  | 令和4年2月15日から<br>令和5年2月14日まで | 紀中県税事務所   | 令和5年2月9日  |

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

正 誤

正 誤

令和5年1月31日付け和歌山県報第383号和歌山県選挙管理委員会告示第10号中

| ページ | 誤  | 正  |
|-----|--|--|
| 14  | 雑 費 56,615円<br>今回計 1,850,384円<br>前回計 円<br>総 計 1,850,384円 | 雑 費 56,115円<br>今回計 1,849,884円<br>前回計 円<br>総 計 1,849,884円 |